

平成25年11月5日

各 位

会 社 名 株式会社 プラップ ジャパン
代 表 者 名 代表取締役社長 杉田 敏
(JASDAQ・コード番号：2449)
問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 泉 隆
(電話 03-4580-9111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年11月5日開催の決算取締役会において、平成25年11月28日開催予定の当社第43回定時株主総会に、下記の通り「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役の改選時期に差を設けて、取締役を一度に入れ替えることを避けることにより、経営の安定化を図るものであります。
- (2) 社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の規定に基づき、定款に社外取締役および社外監査役の実任者責任限定契約の締結を可能とする旨の規定を新設するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

- (1) 定款第21条第2項を削除します。

(下線___は変更部分)

現行定款	変更案
第四章 取締役および取締役会 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</u>	第四章 取締役および取締役会 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)

(2) 定款に社外取締役および社外監査役の責任限定契約の締結を可能とする旨の規定を新設します。

(下線___は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第四章 取締役および取締役会 (新設)</p>	<p>第四章 取締役および取締役会 <u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第<u>31</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

(下線___は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第五章 監査役および監査役会 第<u>31</u>条 ～ (条文省略) 第<u>38</u>条 (新設) 第<u>39</u>条 ～ (条文省略) 第<u>46</u>条</p>	<p>第五章 監査役および監査役会 第<u>32</u>条 ～ (現行どおり) 第<u>39</u>条 <u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第<u>40</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第<u>41</u>条 ～ (現行どおり) 第<u>48</u>条</p>

(3) 日程

株主総会開催日 (予定)

平成 25 年 11 月 28 日 (木)

定款変更の効力予定日 (予定)

平成 25 年 11 月 28 日 (木)

以上